# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	東京都立産業技術高等専門学校に係る高等学校等就学支援 金、給付型奨学金、学び直し支援金及び奨学のための給付金支 給事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、東京都立産業技術高等専門学校における高等学校等就学支援金、給付型奨学金、学び直し支援金及び奨学のための給付金支給事務において個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

東京都知事

#### 公表日

令和7年10月16日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	東京都立産業技術高等専門学校に係る高等学校等就学支援金、給付型奨学金、学び直し支援金及 び奨学のための給付金支給事務
	(高等学校等就学支援金) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、東京都立産業技術高等専門学校(以下「都立 高専」という)に通う学生で、保護者等の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合計額が一 定額未満の者に対して、その合計額に応じて授業料に充当する支援金を支給する。
	(給付型奨学金) 東京都立産業技術高等専門学校授業料軽減及び選択的学習活動支援制度実施要綱に基づき、都立高専に通う学生で、保護者等の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合計額が一定の範囲内の者に対して、授業料に充当する支援金又は、主体的な教育活動への参加を確保するため必要な経費を支給する。
②事務の概要	(学び直し支援金) 東京都立産業技術高等専門学校学び直し支援金交付要綱に基づき、都立高専に通う学生で、保護者 等の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合計額が一定額未満であり、かつ過去に退学 した高等学校等の在学実績により、標準修業年限を超過した者に対して、授業料に充当する支援金を 支給する。
	(奨学のための給付金) 東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金支給要綱に基づき、都立高専に通う学生の保護者等で、世帯の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が一定額未満の者に対して、学生の主体的な教育活動への参加を確保するため、その負担能力の程度に応じて、必要な経費を支給する。
	なお、上記事業について申請者から申請があった場合、東京都総務局総務部企画計理課において、 マイナンバーを使用して地方税関係情報等を照会の上審査を行い、受給資格及び支給を決定する。
③システムの名称	各種奨学金・給付金支給事務に係る情報連携支援ツール
2. 特定個人情報ファ	イル名
都立高専各種奨学金等式	を   を   を   を   を   を   を   を   を   を
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第9条第1項 別表 123の項マイナンバー法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 7及08の項マイナンバー法第9条第2項マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一 一の項
4. 情報提供ネットワー	一クシステムによる情報連携
	<選択肢>
①実施の有無	1) 実施する [ 実施する ]
	2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	マイナンバー法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151、168及び169の項 マイナンバー法第19条第9号
5. 評価実施機関にお	Sける担当部署
①部署	東京都総務局総務部企画計理課
②所属長の役職名	大学調整担当課長

# 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 東京都 総務局 総務部 企画計理課 大学調整担当 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎12階南側電話:03-5388-2289 ファクシミリ:03-5388-1617 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 東京都 総務局 総務部 企画計理課 大学調整担当 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎12階南側電話:03-5388-2289 ファクシミリ:03-5388-1617 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した

適用した理由

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和4年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和4年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書	] ごは、それぞれ重点	項目評価書又は名	3) 基礎項目評価	書及び重点項目評価書 i書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +	-分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +	-分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +	-分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[ ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ +	-分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワークシ	ノステムを通じた提	供を除く。)	[ O ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	[ ]接	続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +	-分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、マイナンバー利用事務における留意事項を遵守するとともに、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。				

9. 監査					
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
[3] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発       <選択肢>         1) 特に力を入れている       2) 十分である         3) 課題が残されている       3) 課題が残されている				
判断の根拠	ユーザ認証・アクセス権限の管理を適切に行うことで、元職員やアクセス権限のない職員等によって、 不正に使用されるリスクへの対策を十分に行っているため。				

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3個人番号の利 用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項マイナンバー法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条マイナンバー法第9条第2項マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第9条第1項 別表 123の項マイナンバー法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 7及び8の項マイナンバー法第9条第2項マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一 一の項	事前	
		【情報照会】 マイナンバー法第19条第8号 別表第二 11 3の項 マイナンバー法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条マイナンバー法第19条第9号マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一 【情報提供】マイナンバー法第19条第8号 別表第二 11 3の項マイナンバー法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条	マイナンバー法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表 151、168及び169の項 マイナンバー法第19条第9号	事前	
	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、マイナンバー利用事務における留意事項を遵守するとともに、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。	事前	
	IVリスク対策 11最も優先度 が高いと考えられる対策		ユーザ認証・アクセス権限の管理を適切に行うことで、元職員やアクセス権限のない職員等によって、不正に使用されるリスクへの対策を十分に行っているため。	事前	